

日本で作成された文書、書類は台湾の関係官庁に提出する前に当代表処または横浜、大阪、福岡、沖縄、札幌にある各弁事処による認証が要求される場合があります。認証を受けるための手続きと添付書類について、公文書（政府の行政機関によって発行された戸籍謄本、印鑑証明、学歴証明書など）と私文書（個人で作成した委任状、授權書、宣誓書等）では異なりますので、以下をご参照下さい。

## 一、 認証の手続きと添付書類

文書の種類	申請者本人申請の場合	代理人申請の場合
私文書 委任状（授權書）等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パスポート原本と写し1部</li> <li>・ 認証書類の部数と写し1部</li> <li>※署名をする前の状態のもの 領事館の前で署名が必要な為</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公証人役場で公証済みの委任状原本と写し1部</li> <li>・ 公証人役場で公証済みの代理委任状原本</li> <li>※以上の二点は申請者本人が公証人役場に行く必要がある</li> <li>・ 申請者本人のパスポート写し1部</li> <li>・ 代理人のパスポート原本と写し1部</li> </ul>
※印鑑を押す場合は、印鑑証明書の提出が必要		
公文書 戸籍謄本、 学歴証明書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パスポート原本と写し1部</li> <li>・ 認証書類の部数と写し1部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認証書類の部数と写し1部</li> <li>・ 代理委任状原本</li> <li>※申請者本人のパスポートと同じサイン</li> <li>・ 申請者本人のパスポート写し1部</li> <li>・ 代理人のパスポート原本と写し1部</li> </ul>
パスポートのコピー （日本人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公証人役場で公証済みのパスポート原本と写し1部</li> <li>※申請者本人が公証人役場に行く必要がある</li> <li>・ パスポート原本</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公証人役場で公証済みのパスポート原本と写し1部</li> <li>※申請者本人が公証人役場に行く必要がある</li> <li>・ 代理委任状原本</li> <li>※申請者本人のパスポートと同じサイン</li> <li>・ 代理人のパスポート原本と写し1部</li> </ul>
パスポートのコピー （外国人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大使館で認証済みのパスポート原本と写し1部</li> <li>※申請者本人が大使館に行く必要がある</li> <li>・ パスポート原本</li> <li>・ 在留カードと写し1部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大使館で認証済みのパスポート原本と写し1部</li> <li>※申請者本人が大使館に行く必要がある</li> <li>・ 申請者の在留カードの写し1部</li> <li>・ 代理委任状原本</li> <li>※申請者本人のパスポートと同じサイン</li> <li>・ 代理人のパスポート原本と写し1部</li> </ul>
パスポートのコピー （台湾人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パスポート原本と写し2部</li> </ul>	

・ 台湾及び日本国籍以外の方は上記に加え在留カードをご用意下さい。

・ 管轄外の公証役場で公証された場合は受付できません。

その他不明点がある際には、直接お電話にてお問い合わせ下さい。

※受領の際は、申請時に発行した領収書原本が必ず必要となります。領収書を忘れた場合は受領ができません。

※管轄区域は下記の通りです。

台北駐日経済文化代表処

東京都港区白金台 5-20-2

TEL：03-3280-7802 FAX：03-3280-7923

**管轄区域**：東京都、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、群馬県、山梨県、埼玉県、新潟県、長野県

台北駐日経済文化代表処 横浜分処

**管轄区域**：神奈川県、静岡県

神奈川県横浜市中区日本大通り 60 番地 朝日生命横浜ビル 2 階

TEL：045-641-7737 FAX：045-641-6870

台北駐大阪経済文化弁事処

大阪府大阪市北区中之島 2-3-18 中之島フェスティバルタワー 17 階と 19 階

TEL：06-6227-8623 FAX：06-6227-8214

**管轄区域**：大阪府、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、

台北駐大阪経済文化弁事処 福岡分処

福岡県福岡市中央区桜坂 3-12-42

TEL：092-734-2810 FAX：092-734-2819

**管轄区域**：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、山口県

台北駐日経済文化代表処 那覇分処

**管轄区域**：沖縄県

沖縄県那覇市久茂地 3-15-9 アルテビル 6 階

TEL：098-862-7008 FAX：098-861-6536

台北駐日経済文化代表処 札幌分処

**管轄区域**：北海道

北海道札幌市中央区北四条西 4 丁目 1 番地 伊藤ビル 5 階

TEL：011-222-2930 FAX：011-222-9908

◆規定により、認証書類の公証は各弁事処及び分処の管轄区域の公証人役場で公証を受けてください。